

佐建国保に加入している組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により

次の要件を満たす方は国民健康保険料が減免となります。

1 減免の対象となる世帯

- ① 新型コロナウイルス感染症により、重篤な傷病を負った組合員 (6 カ月減免)
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年の事業収入または給与収入が令和元年度と比較して以下のとおり減少が見込まれる組合員
 - 1) 収入の減少率が 50%以上見込みの組合員 (6 カ月減免)
 - 2) 収入の減少率が 40%以上 50%未満見込みの組合員 (4 カ月減免)
 - 3) 収入の減少率が 30%以上 40%未満見込みの組合員 (2 カ月減免)
- ※令和元年度の所得の合計額が 1,000 万円以下であること
- ※減免対象期間は、令和 2 年 4 月～9 月までの保険料を対象

2.届出に必要な書類

- ①新型コロナウイルス感染症により、重篤な傷病を負った組合員
 - 1) 新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険料減免申請書
 - 2) 医師の診断書等
- ②主たる事業収入等の減少が見込まれる組合員
 - 1) 新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険料減免申請書
 - 2) 令和 2 年中収入見込額申告書
 - 3) 以下の添付書類
 - ・令和元年分確定申告書の写し (收受印・電子申告の方は受付のわかる受信通知等)
 - ・令和 2 年 1 月～6 月の毎月の売上がわかる帳簿等の写し
 - ・保険金等の補填があった場合はその金額がわかるものの写し
- ③主たる給与収入の減少が見込まれる組合員
 - 1) 新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険料減免申請書
 - 2) 令和 2 年中収入見込額申告書
 - 3) 以下の添付書類
 - ・令和元年分の源泉徴収票の写しまたは、確定申告書の写し (收受印・電子申告の方は受付のわかる受信通知等)・所得課税証明書 (収入が記載されているもの)
 - ・令和 2 年 1 月～6 月の給与明細・貸金台帳等わかるものの写し
 - ・保険金等の補填があった場合はその金額がわかるものの写し

3.受付期間

※令和 2 年 12 月 10 日 (木) まで

4.その他

- ※申請内容に虚偽があることが判明した場合は減免を取り消すことがあり、全額返還して頂きます。
- ※保険料の減免を受けられた方は、令和 2 年分の確定申告書の写し (收受印又は電子申告の方は受付のわかる受信通知) を提出していただきます。
- ※就労形態が変わったことによる収入減少は保険料減免の対象となりません。
- ※昨年途中で独立した人は、独立してからの収入を年間に計算します。例えば独立してから 9 月～12 月までの 4 カ月間収入があった場合は収入を 3 倍にして年間収入とします。

詳しくは、所属の支部組合又は本部にお問合せ下さい
佐賀県建設国民健康保険組合 (佐建国保)

佐建国保 国民健康保険料減免の簡易フロー(新型コロナ関係)

